

藤岡市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

親と地域の絆で 子どもの未来を育てる ふじおかし

平成 27 年 3 月

藤 岡 市

はじめに

藤岡市は、昭和29年の市制施行から60年を経過し、次の10周年に向けて新たなまちづくりと子育て支援の取り組みを進めています。

近年では、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズは年々増加また多様化しております。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい仕組みを構築することが時代の要請、社会の役割となっております。

このような中、藤岡市では平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「藤岡市次世代育成支援行動計画（藤岡市子ども未来プラン）」を策定しました。その後、平成22年に見直しを図り「藤岡市子ども未来プラン」の後期計画を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向けて、子育て中の親だけでなく次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てができるまちづくりを推進してまいりました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、公布されました。これを受け、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度が施行されます。このことを踏まえ、新制度の施行に向けての子ども・子育て支援のためのニーズ調査を実施したうえで、平成27年度から5年間を計画期間とする「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定致しました。この計画に基づき、第4次藤岡市総合計画において掲げる「安心して子育てのできるまちをつくる」ための施策をさらに推進してまいります。

結びに、藤岡市子ども・子育て支援計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力いただきました、藤岡市子ども・子育て会議委員の皆様、藤岡市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査にご協力頂きました保護者の皆様、また「パブリックコメント」等にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。



藤岡市長 **新井利明**

目次

第1章 計画の概要

1	子ども・子育て支援の意義 ～子ども・子育て支援法基本指針より～	1
2	計画策定の背景	2
3	計画策定の趣旨	4
4	子ども・子育て支援事業計画の全体像	5
	(1) 子ども・子育て支援制度の内容	5
	(2) 新制度における事業の全体像	6
5	計画の対象	6
6	計画の期間	6
7	他の計画との調和等	7

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1	統計からみた本市の現状	8
	(1) 人口の推移	8
	(2) 出生の動向	9
	(3) 婚姻の動向	10
	(4) 女性の就業状況	11
	(5) 人口推計	12
2	子育て支援サービスなどの現状	13
	(1) 保育所(園)などの状況	13
	(2) 子育て支援サービスの状況	15
	(3) 幼稚園の状況	17
	(4) 認定こども園の状況	18
	(5) 小学校・中学校の状況	19
	(6) 障害児通園施設の状況	20
	(7) 児童虐待などの現状	20
3	ニーズ調査結果からわかる現状	22
	(1) 子どもの育ちをめぐる環境	23
	(2) 保護者などの就労の状況	24
	(3) 教育・保育の利用状況と利用意向	25
	(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方	26
	(5) 育児休業を取得していない理由	27

(6) 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること.....	28
(7) 市の子育て支援の充実に期待すること.....	29
4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況.....	30
(1) 特定事業の進捗状況.....	30
(2) 特定事業以外の主な事業の状況.....	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	33
2 教育・保育提供区域の設定.....	33
3 計画の体系.....	34

第4章 計画の推進方策 【子ども・子育て支援事業計画】

1 教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）.....	35
① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）.....	35
② 保育園など（2号認定、3～5歳児）.....	37
③ 保育園など（3号認定、0～2歳児）.....	38
2 地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）.....	40
(1) 利用者支援事業.....	40
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	40
(3) 妊婦健康診査.....	41
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	41
(5) -1 養育支援訪問事業.....	42
(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	42
(6) 子育て短期支援事業.....	43
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	43
(8) 一時預かり事業.....	44
(9) 延長保育事業.....	45
(10) 放課後児童健全育成事業.....	46
(11) 病児・病後児保育事業.....	47
3 母親や乳幼児等の健康の確保及び増進.....	48
4 子育てに関する相談、情報提供の充実.....	50
5 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携.....	52
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	52
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進.....	53
(3) 障害児施策の充実等.....	54

(4) 子どもの貧困対策の推進.....	55
6 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	56

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制.....	57
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....	57
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	57
(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性.....	58
(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策.....	58
(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校・学童保育等との連携方策.....	59

資料編

1 策定の経緯.....	60
2 子ども・子育て会議条例及び委員名簿.....	61

第1章 計画の概要

1 子ども・子育て支援の意義 ～子ども・子育て支援法基本指針より～

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、未来を紡ぐとても重要な投資です。

そして、子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」が実現されることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる状況をみると、結婚や出産への希望をあきらめる人々がいることや悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいることなど、一層厳しさを増しています。

親自身、実際に子育てを経験することで、親として成長していくいわゆる「親育ち」の過程も地域関係の希薄化が進む中、社会全体で支援していくことが必要とされています。

ゆえに、行政が、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心として、学校、地域、企業など、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

そして、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるのと同時に、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しなければなりません。

将来の担い手である子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力なのです。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 計画策定の背景

■ 子どもの育ち、子育てをめぐる環境

子ども一人一人が、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることができる環境を整備することは、社会全体の責任でもあります。

また、子育てにおいては、保護者が家庭の中だけではなく、地域の中で保護者同士や地域の人々とつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことも重要とされています。

しかしながら、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

そして、保護者自身の世代も、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

一方、経済状況や企業経営を取り巻く社会情勢は厳しく、若年男性をはじめとする非正規雇用の割合も高まり、共働き家庭も増加しています。育児においては、父親が積極的に役割を果たすことが望まれながらも、子育て期にある30代40代の男性の長時間労働者の割合は、高い水準にあり、子育て期の父親の家事・育児にかかわる時間は少ない時間にとどまっています。

こうした中、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、女性の出産に伴う就労の継続も厳しい状況にあります。

昨今、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められていますが、都市部を中心に依然として、多くの待機児童が存在しています。

さらには、少子化による子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会も減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化は、就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を高めています。

こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては、生命をも脅かす児童虐待の発生も増加しています。

■ 子ども・子育てを支援する新たな制度の創設

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化に対処するための少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）等を制定し、平成 24 年 8 月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正を含めた認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

法では、市町村（特別区を含む。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第 14 条第 1 項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）を定めることとされています。

■ 次世代育成支援対策推進法等の一部改正など

国では、急激な少子化の進行に対応するため、平成 15 年 7 月に、次世代育成支援対策推進法を制定し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を社会全体で迅速かつ重点的に支援するため、平成 17 年 4 月 1 日から 10 年間（平成 27 年 3 月 31 日まで）の時限立法で施行されました。この法律の取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等、一定程度推進されましたが、職場・地域における子育て環境の整備など、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善することが必要となっています。このため、国では、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長（平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長）、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずることとなりました。

3 計画策定の趣旨

本市においても、こうした子どもの育ちや子育て環境が変化する中、子どもが安心して育まれるとともに、異なった年齢を含む子どもの集団の中で育ち合うことができるような環境を整備することが必要です。

また、保護者等についても、子育てに対して、負担や不安、孤立感を感じるのではなく、男女ともにしっかりと子どもと向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じ、未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を実現させることが求められています。

そして、地域を含む社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、子どもの育ちと子育てを支援していく必要があります。

このような状況のもと、本市では、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法にのっとり「藤岡市次世代育成支援行動計画（藤岡市子ども未来プラン）前期計画」を策定しました。また、翌年の平成18年1月には、さらなる飛躍を求めて、旧鬼石町との合併を行い、新生「藤岡市」が誕生しました。そこで、合併後の新しいまちづくりの指針とすべく「第4次藤岡市総合計画」を策定し、その基本施策の一つである「人に優しいふじおか」の中で、「安心して子育てのできるまちをつくる」ということを目標として掲げています。

さらには、前期計画を踏まえ、さらなる子育て支援の推進のため、平成22年3月には「藤岡市次世代育成支援行動計画（藤岡市子ども未来プラン）後期計画」を策定しました。

後期計画では、「子どもも 親も 地域も成長する 生活感動のある 藤岡市」を基本理念として、未来を担う子どもたちが明るく、伸び伸びと、夢や希望を持って成長していけるように、地域社会全体で応援することを目標とし、家庭・学校・事業者・市民など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てができること、そして、子どもが周囲に祝福されて誕生し、地域社会全体が子育てに関わり、子どもと周囲の人々がともに成長できるまちづくりを進めてきました。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本市においては法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供することを推進するため「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定したものです。

4 子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連 3 法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連 3 法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（1）子ども・子育て支援制度の内容

■ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園^{*}制度」の改善。具体的には、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化することや財政措置の見直しを行うことで幼保連携型認定こども園の普及促進を図るものです。

※認定こども園の種類は、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の 4 種類

■ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

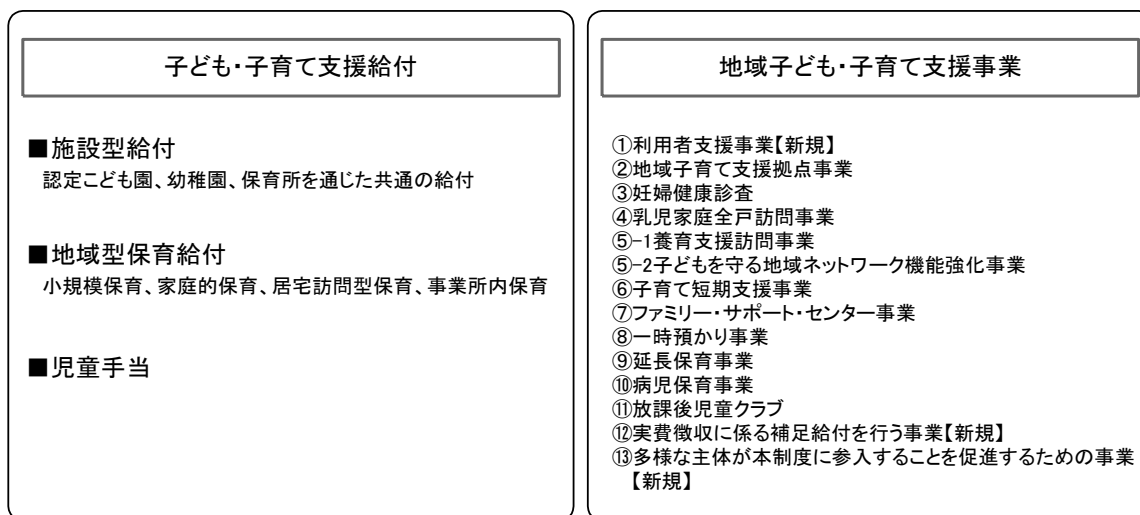
- ・ 地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設により保育の量的拡大を図ります。
- ・ 幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図ります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・ すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て

支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を創設します。

(2) 新制度における事業の全体像



5 計画の対象

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。

6 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。



藤岡市次世代育成支援行動計画
【後期計画】
※次世代育成支援対策推進法による計画

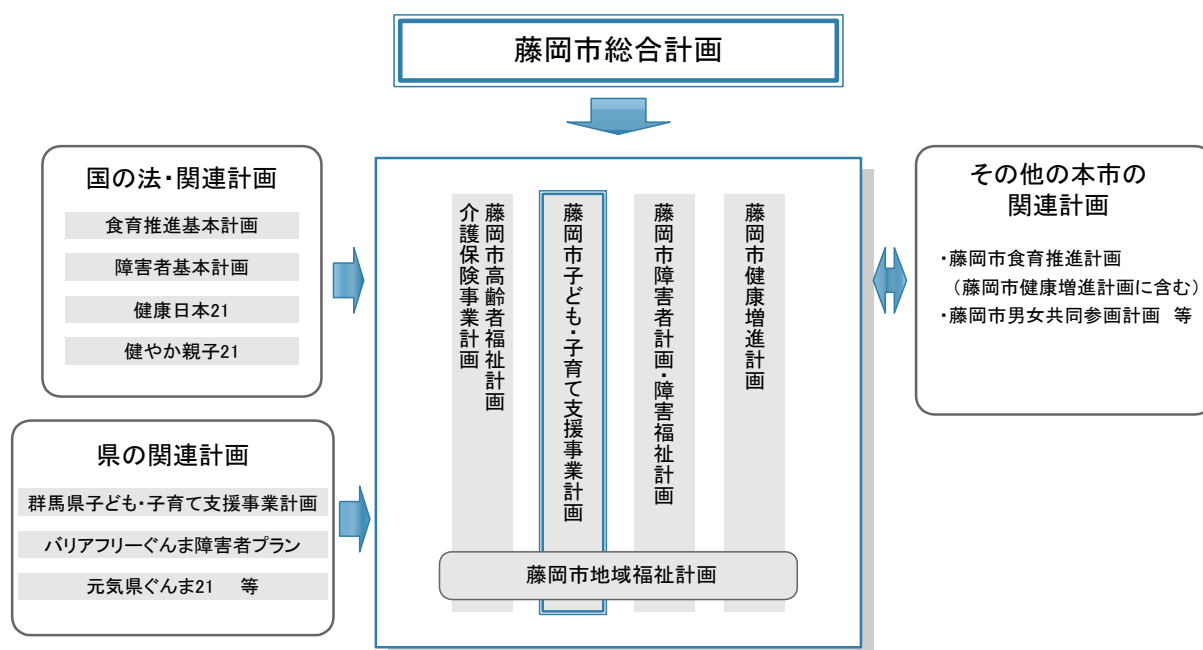
計画
策定

藤岡市子ども・子育て支援事業計画
※子ども・子育て支援法による計画

必要により見直し

7 他の計画との調和等

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「藤岡市総合計画」に基づく部門別計画として、平成17年度から平成26年度までの藤岡市次世代育成支援行動計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、その内容を引き継ぐとともに、法の規定により、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める計画として、国、県や本市の関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



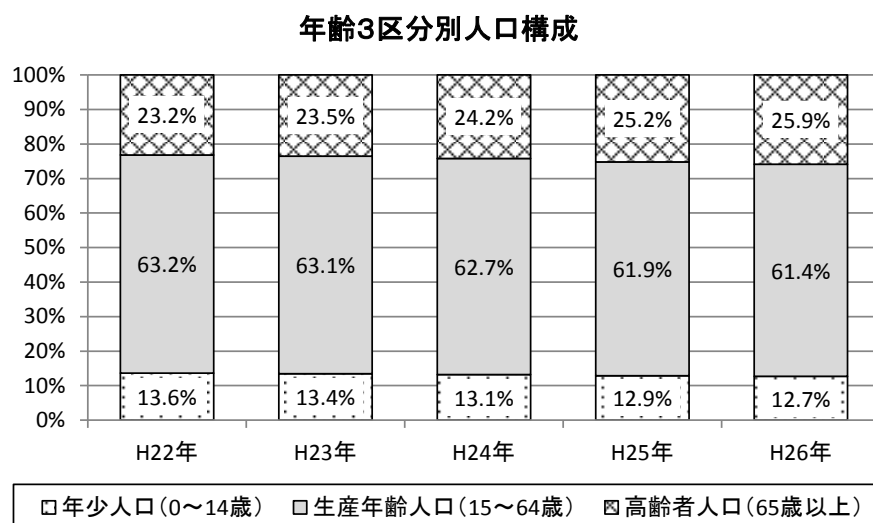
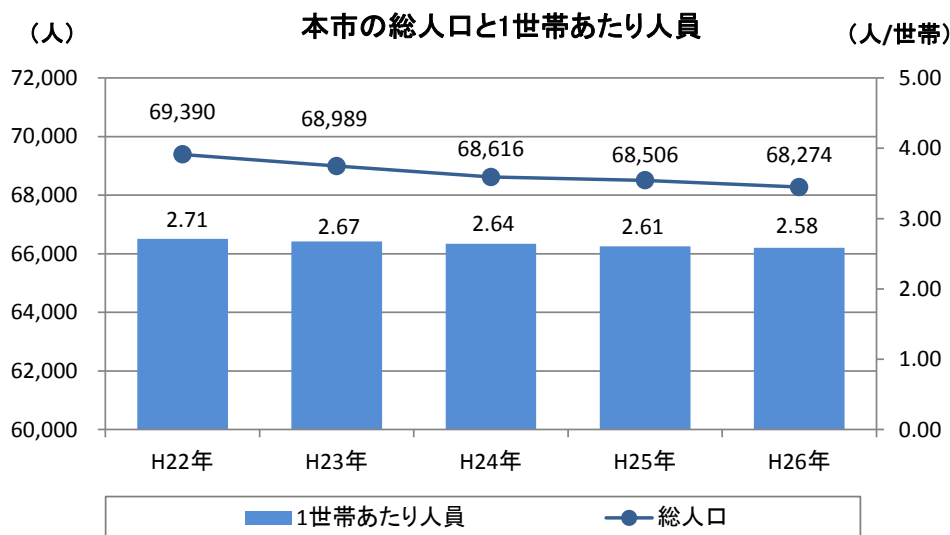
第2章

子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 22 年から平成 26 年にかけてなだらかな減少傾向で推移し、平成 26 年 1 月 1 日現在では 68,274 人となっています。また、平成 22 年以降の年齢 3 区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14 歳）は 13%台から 12%台へと減少傾向で推移しており、平成 26 年時点で 8,658 人（総人口の 12.7%）となっています。

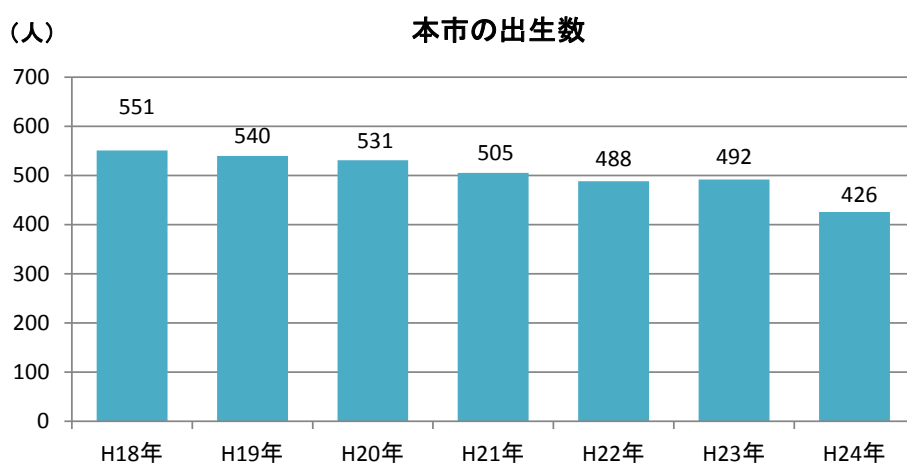


資料：群馬県 住民基本台帳年報（各年 3 月 31 日現在、平成 26 年は 1 月 1 日現在）

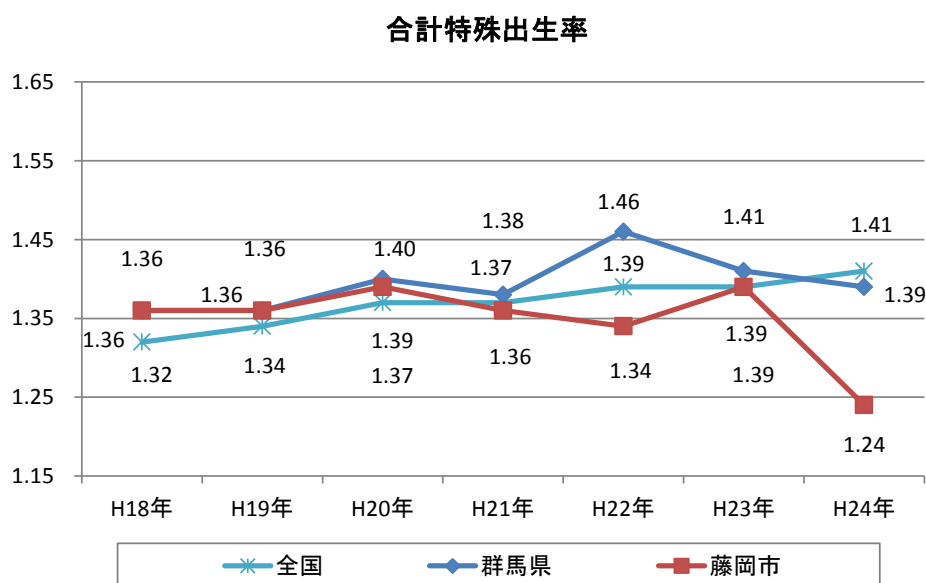
(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成 18 年の合併以降も緩やかな減少傾向で推移し、平成 24 年では 426 人となり、平成 18 年以降最も少ない出生数となっています。

また、合計特殊出生率※についても、出生数と同様の推移を示しており、全体的には減少基調で推移しています。また、全国や県の平均値と比較してみると、平成 21 年以降、全国値及び県平均を下回る傾向で推移しています。



資料：藤岡市こども課・群馬統計年鑑・群馬県健康福祉統計年報



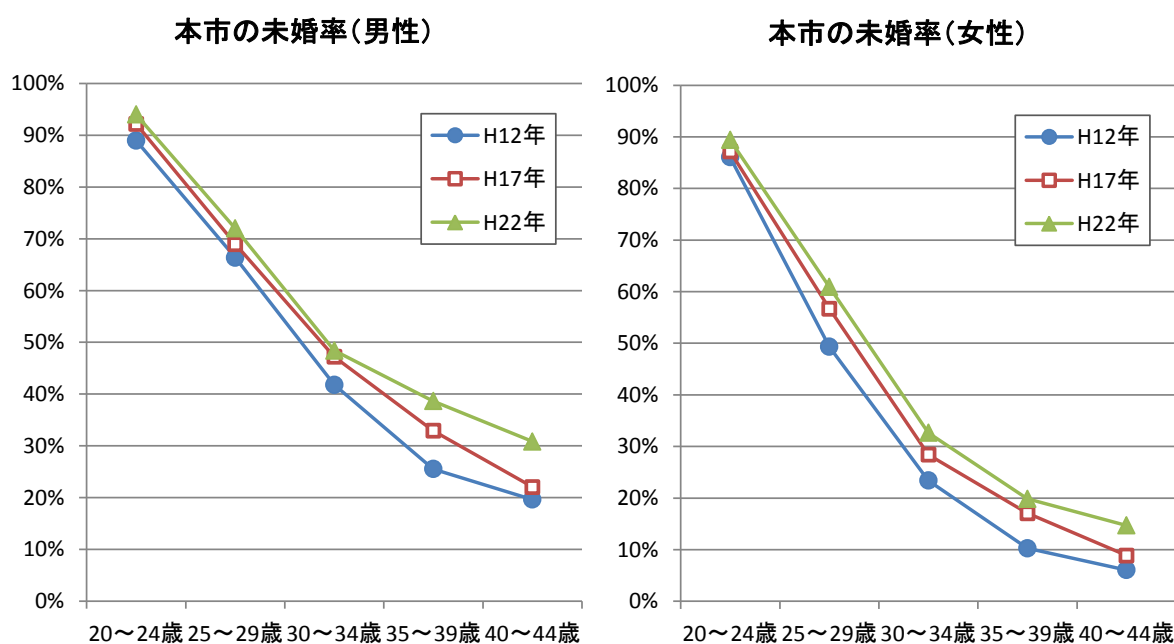
資料：藤岡市こども課・群馬統計年鑑・群馬県健康福祉統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成12年から平成22年にかけて、男性、女性ともに全年齢階級において上昇傾向で推移しています。平成22年の35～39歳の男性をみると、平成12年の25.5%から13.1ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成12年の10.3%から9.5ポイント上昇しています。

また、同様に40～44歳の男性は平成12年から平成22年にかけて、11.2ポイント女性でも8.6ポイント上昇の上昇がみられます。



男性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	89.0%	66.4%	41.8%	25.5%	19.6%
H17年	92.2%	69.0%	47.2%	32.9%	22.0%
H22年	94.0%	72.0%	48.4%	38.6%	30.8%

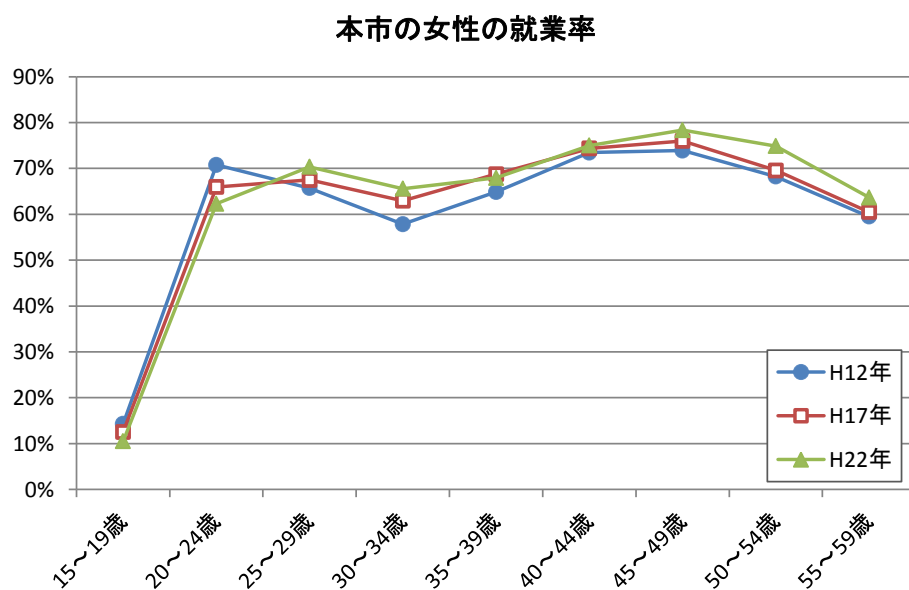
女性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	86.0%	49.3%	23.4%	10.3%	6.1%
H17年	87.2%	56.7%	28.4%	17.1%	8.9%
H22年	89.4%	60.9%	32.6%	19.8%	14.7%

資料：国勢調査（H12年、H17年は合併前旧市町の合計値）

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後、再び就労するという傾向が続いていることから、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いています。

平成12年から平成22年にかけては、年齢階級別にみると30～34歳がその底辺となっています。そして、このM字カーブの落ち込みは、少しずつ緩やかになってきている傾向がみられます。

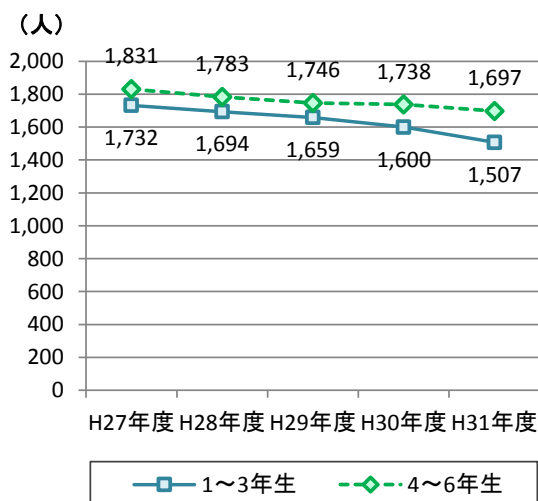
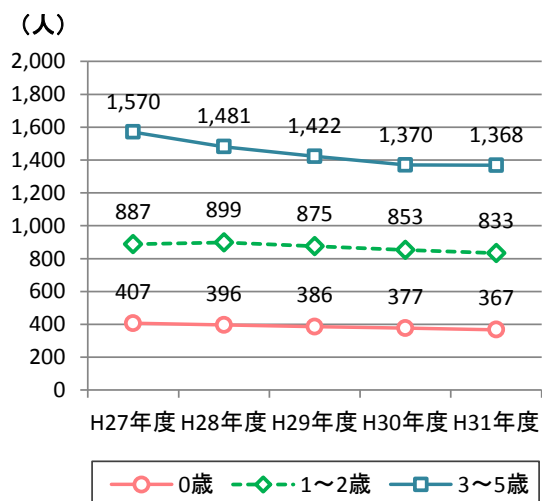


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
H12年	14.3%	70.7%	65.7%	57.8%	64.9%	73.4%	73.9%	68.2%	59.5%
H17年	12.5%	66.0%	67.5%	62.9%	68.8%	74.4%	76.0%	69.6%	60.5%
H22年	10.5%	62.3%	70.3%	65.6%	67.9%	75.0%	78.4%	74.9%	63.7%

資料：国勢調査（H12年、H17年は合併前旧市町の合計値）

(5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少傾向で推移すると予測されます。0 歳児をみると平成 31 年には 367 人と、ここ 5 年間で 40 人減少することが見込まれています。



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	407	396	386	377	367
1歳	438	426	415	405	396
2歳	449	473	460	448	437
3歳	500	439	462	449	437
4歳	534	515	452	475	462
5歳	536	527	508	446	469
6歳	577	546	537	518	454
7歳	583	590	557	548	528
8歳	572	558	565	534	525
9歳	587	586	571	578	545
10歳	610	587	586	572	579
11歳	634	610	589	588	573

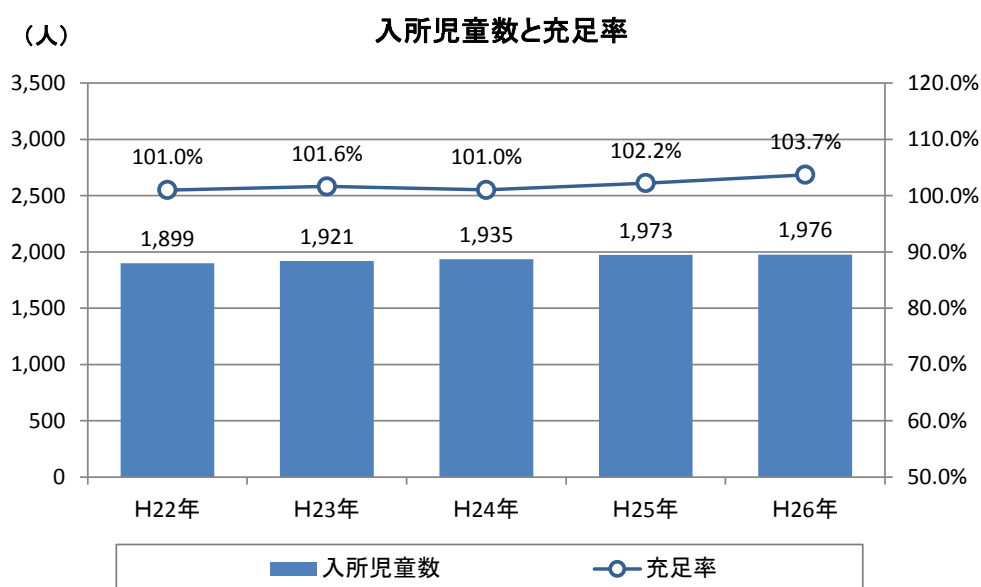
資料：コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

① 保育所（園）入所児童数

本市の平成26年の保育所（園）の施設数は、公立が2か所、私立が18か所となっています。入所児童数は、平成22年以降増加傾向にあり、平成26年では平成22年に比べ77人増加の1,976人となっています。また、充足率は平成22年以降100%を超えて推移しています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数 (か所)	3	3	3	3	2
	定員 (人)	165	165	165	165	120
	入所児童数 (人)	121	128	133	133	129
	充足率 (%)	73.3	77.6	80.6	80.6	107.5
私立	施設数 (か所)	18	18	18	18	18
	定員 (人)	1,715	1,725	1,750	1,765	1,785
	入所児童数 (人)	1,778	1,793	1,802	1,840	1,847
	充足率 (%)	103.7	103.9	103.0	104.2	103.5
合計	施設数 (か所)	21	21	21	21	20
	定員 (人)	1,880	1,890	1,915	1,930	1,905
	入所児童数 (人)	1,899	1,921	1,935	1,973	1,976
	充足率 (%)	101.0	101.6	101.0	102.2	103.7

資料：子ども課（各年4月1日現在）広域受託含む

② 保育所入園待ち児童数

本市の定義※による入所待ち児童は、平成 21 年度から 25 年度にかけて発生していません。

※■保育所入所待ち児童とは

- ・入所申込が提出されており、入所要件を満たしているが、入所できていないものをいう。

③ 保育所待機児童数

本市の国の定義※による待機児童は、平成 21 年から平成 25 年にかけて発生していません。

※■保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

④ 認可外保育施設等の状況

本市の認可外保育施設等の施設数は平成 26 年 4 月現在 5 か所となっています。

区分	施設名	定員 (人)	入所児童数 (人)	充足率 (%)
他の認可外	子どもの国ほいくえん	20	14	70.0
	くすの木病院 風の子保育所	25	15	60.0
	光病院 光保育所	15	5	33.3
	医療法人育成会保育室 みどりのくに	10	21	210.0
事業所内	群馬ヤクルト藤岡サービスセンターキッズルーム	13	8	61.5

※本市の運営等支援助成金の対象は、「子どもの国ほいくえん」のみ
資料：子ども課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(2) 子育て支援サービスの状況

① 一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成 25 年度は 17 か所で開催しています。延べ利用人数は、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて年度による増減がみられますが、平成 25 年度では 283 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数 (か所)	13	17	17	17	17
延べ利用人数 (人)	412	241	224	381	283

資料：子ども課

② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、平成 25 年度は 11 か所で開催しています。延べ利用人数は、年度によりばらつきがあり、平成 25 年度実利用人数はやや増加し 19 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数 (か所)	7	9	4	3	11
実障害児数 (人)	7	12	9	6	19

資料：子ども課

③ 病後児保育事業の状況

本市では、平成 22 年度から病後児保育を 1 か所で行っています。平成 21 年度以降延べ利用人数は増加の一途をたどっており、平成 25 年度には延べ利用人数が 116 人と平成 22 年度に比べて 95 人増加しています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数 (か所)	0	1	1	1	1
延べ利用人数 (人)	0	21	68	113	116

資料：子ども課

④ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

本市の放課後児童クラブは、市内の全小学校区（11 小学校区）に設置されており、平成 26 年は 20 か所で実施しています。平成 22 年以降、入所児童数は増加傾向で推移しており、平成 22 年と比較すると、平成 26 年では 211 人増加の 891 人となっています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
入所児童数（人）	680	707	743	831	891
か所数（か所）	20	19	19	20	20

資料：子ども課（各年 4 月 1 日現在）

⑤ 子育て支援センターの相談状況

子育て支援センターは、平成 25 年度は 12 か所で実施しています。子育てに関する相談件数は平成 22 年度までは 350 件前後でしたが、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて 450 件を超えています。なお、平成 25 年度は 398 件となっています。

○子育てに関する相談

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
相談件数（延べ件数）	367	347	462	487	398

資料：子ども課

⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

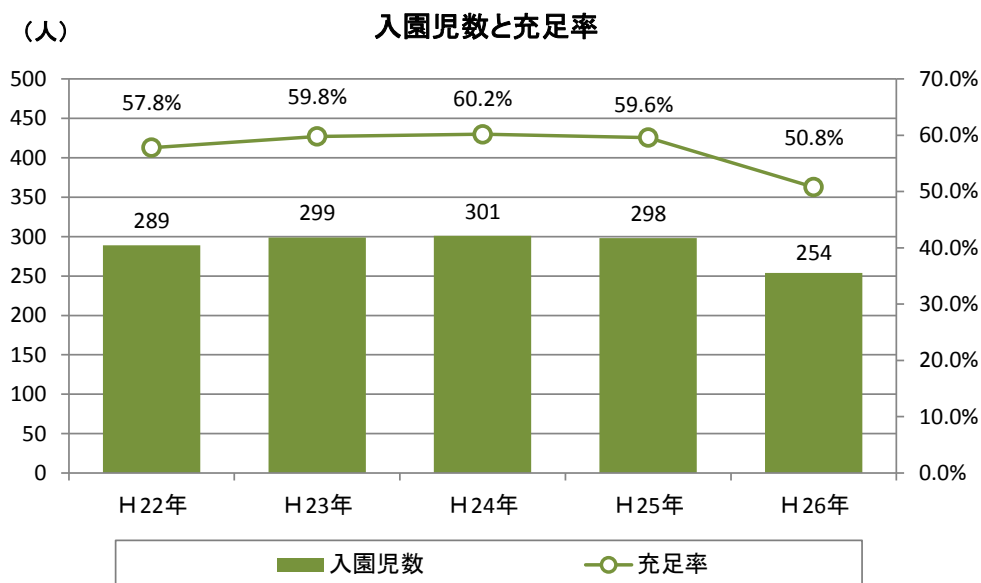
ファミリー・サポート・センターの活動件数は平成 21 年度から平成 24 年度にかけて 196 件の増加がみられましたが、平成 25 年度は 330 件となっています。また、提供会員がほぼ横ばいである一方で、依頼会員に比べ、提供会員と両方会員の合計が少ない現状が続いています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
活動件数（延べ件数）	245	200	390	441	330	
会員数	依頼会員	161	174	193	206	220
	提供会員	83	73	78	75	79
	両方会員	20	19	31	33	32
	合計	264	266	302	314	331

資料：子ども課

（3）幼稚園の状況

本市の平成 26 年の幼稚園の施設数は、私立が 4 か所となっています。入所児童数は、平成 22 年以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成 26 年には大幅な減少に転じ、前年と比べると 44 人減少しています。また、充足率は平成 24 年が最も高く 60.2%となっていますが、以降は 50%台で推移しています。

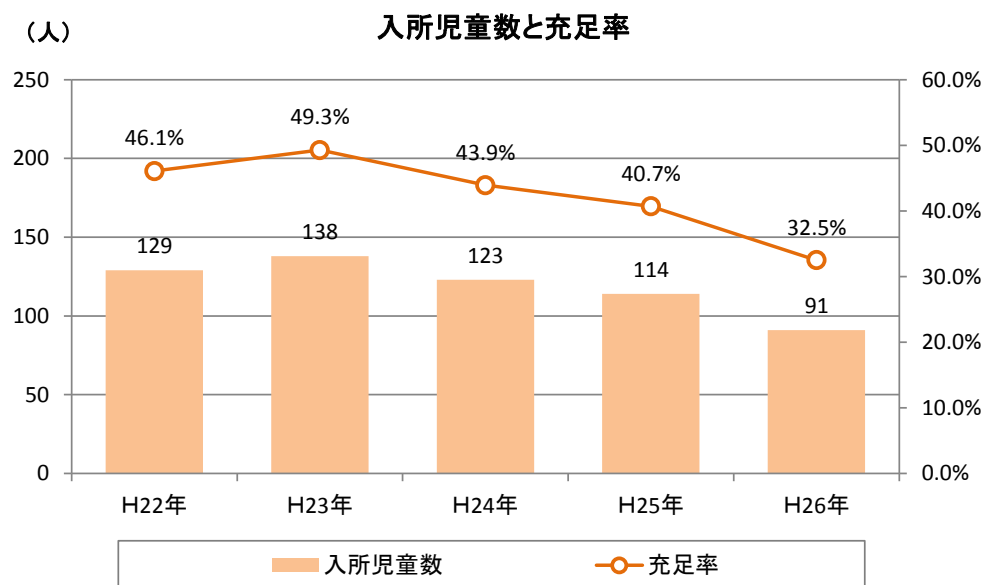


区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
私立	施設数(か所)	4	4	4	4	4
	定員(人)	500	500	500	500	500
	入園児数(人)	289	299	301	298	254
	充足率(%)	57.8	59.8	60.2	59.6	50.8

資料：子ども課（各年5月1日現在）

（４）認定こども園の状況

本市の平成26年の認定こども園の施設数は2か所となっています。入所児童数は平成24年以降減少傾向となっており、平成26年では91人となっています。また、充足率は平成26年で32.5%となっています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
私立	施設数(か所)	2	2	2	2	2
	定員(人)	280	280	280	280	280
	入所児童数(人)	129	138	123	114	91
	充足率(%)	46.1	49.3	43.9	40.7	32.5

資料：子ども課（各年5月1日現在）広域受託含む

(5) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本市の小学校は平成 26 年では 11 校あり、児童数は 3,607 人となっています。児童数は平成 22 年から減少傾向で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童数（人）	3,918	3,795	3,738	3,670	3,607
学校数（校）	11	11	11	11	11

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

② 中学校の状況

本市の中学校は平成 26 年では 5 校あり、生徒数は 1,888 人となっています。生徒数は、平成 22 年と比較すると 219 人減少しており、緩やかな減少傾向で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
生徒数（人）	2,107	2,076	2,013	1,967	1,888
学校数（校）	5	5	5	5	5

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

③ 特別支援学校の状況

本市には、特別支援学校は 1 校あります。平成 26 年 5 月 1 日現在の幼稚部から高等部までの本市の通学合計児童数は 17 人となっています。

学校名	在籍児童数		
	小学部	中学部	合計
みやま養護学校藤岡分校	11	6	17

資料：教育委員会・その他（平成 26 年 5 月 1 日現在）、本市の通学児童のみ

(6) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の実利用人数は、年度ごとに、ほぼ一定の利用人数で推移しています。

利用件数	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
児童デイサービス	調査不可	13	26	—	—
児童発達支援	—	—	—	12	15
放課後等デイサービス	—	—	—	58	58

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(7) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

平成25年度の家庭児童相談室への相談件数は92件で、そのうち、「知能・言語」の相談内容が全体の6割弱を占めています。次いで、「家族関係（虐待、その他）」が18.5%、「心身障害（自閉症含む）」が13.0%となっています。

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
性格・生活習慣	15	22	30	3	4
知能・言語	29	13	31	48	53
学校生活（人間関係、登校拒否等）	21	15	22	10	2
非行	1	0	0	3	0
家族関係（虐待、その他）	27	25	16	28	17
肢体不自由	1	0	1	1	2
心身障害（自閉症含む）	34	3	3	8	12
その他（DV、その他）	9	2	0	15	2
合計（件）	137	80	103	116	92

資料：子ども課

② 児童虐待認知件数

平成 25 年度の児童虐待認知件数の内訳をみると、「身体的虐待」が 20 件、「心理的虐待」が 12 件となっており、合わせて全体の約6割を占めています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件数	95	49	55	43	53

資料：子ども課

○平成 25 年度の児童虐待認知件数の内訳

区分	0～3 歳児	3～就学前児	小学生	中学生	高校生～18 歳	合計
身体的虐待	2	3	11	3	1	20
心理的虐待	0	2	5	0	5	12
ネグレクト	2	5	9	2	3	21
性的虐待	0	0	0	0	0	0
合計（件）	4	10	25	5	9	53

資料：子ども課

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成 25 年 10 月 22 日 ～ 平成 25 年 11 月 5 日

■調査対象者

平成 25 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている市内在住の 0 歳から 5 歳(就学前児童) 2,000 人を無作為抽出

■調査結果

区分	配布枚数	有効回収数	回収率
就学前児童	2,000 件	805 件	40.3%

ニーズ調査結果の活用

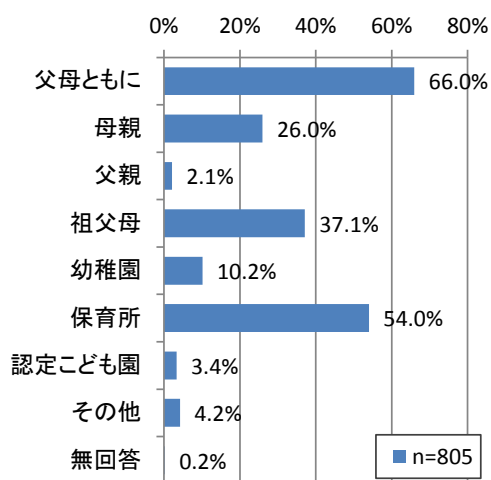
- ① 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ② 国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③ 本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④ 本市の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

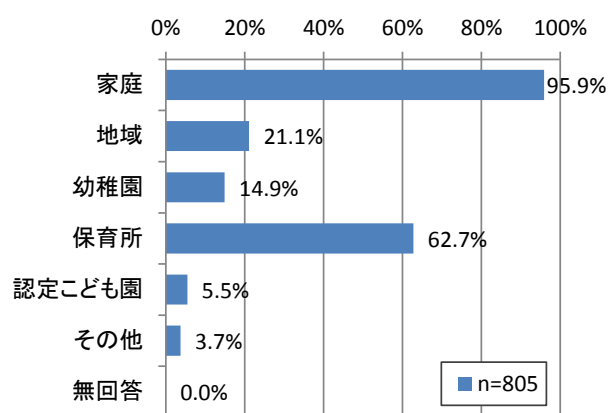
①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が66.0%と最も高く、次いで「保育所」が54.0%、「祖父母」が37.1%となっています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が95.9%と最も高く、「保育所」が62.7%で続いています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

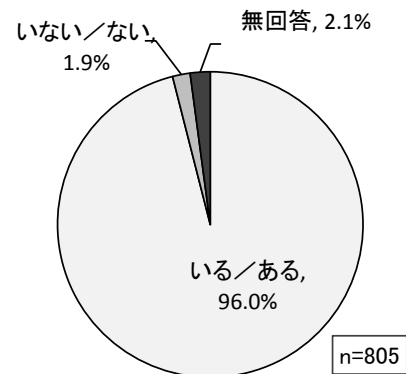


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）。

②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が96.0%と高い中、「いない/ない」の割合は1.9%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母等の親族」や「友人や知人」など身近な人の割合がいずれも8割前後と高く、「保育士」の割合も4割弱と比較的高くなっています。

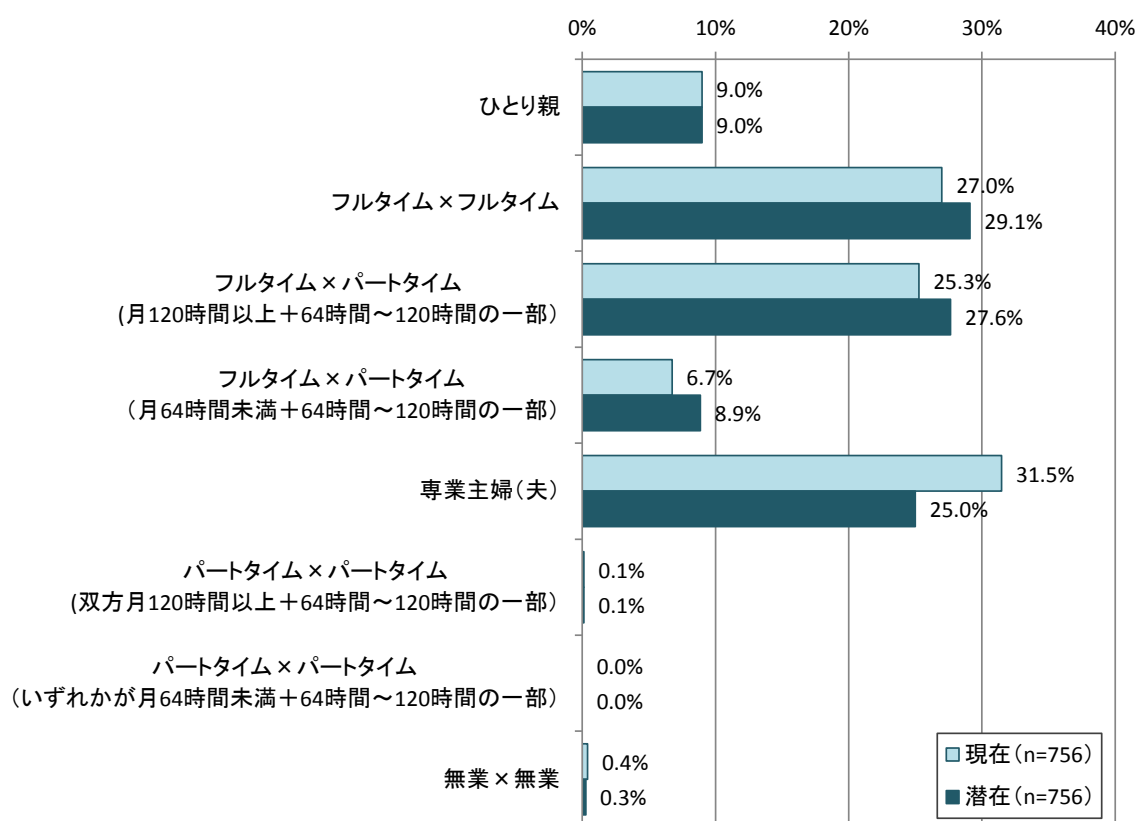


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が約3割と高く、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)」についてもいずれも3割弱と比較的高くなっています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合がやや減少し、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯がやや増加しています。



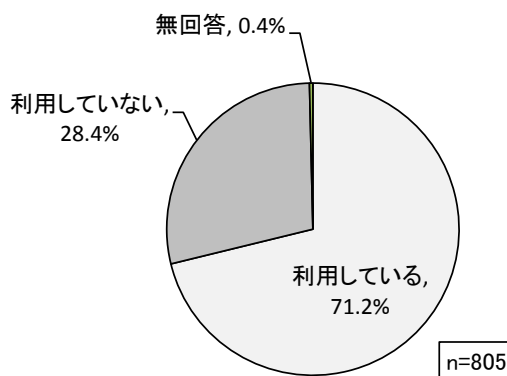
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、64時間は保育短時間の下限としている。

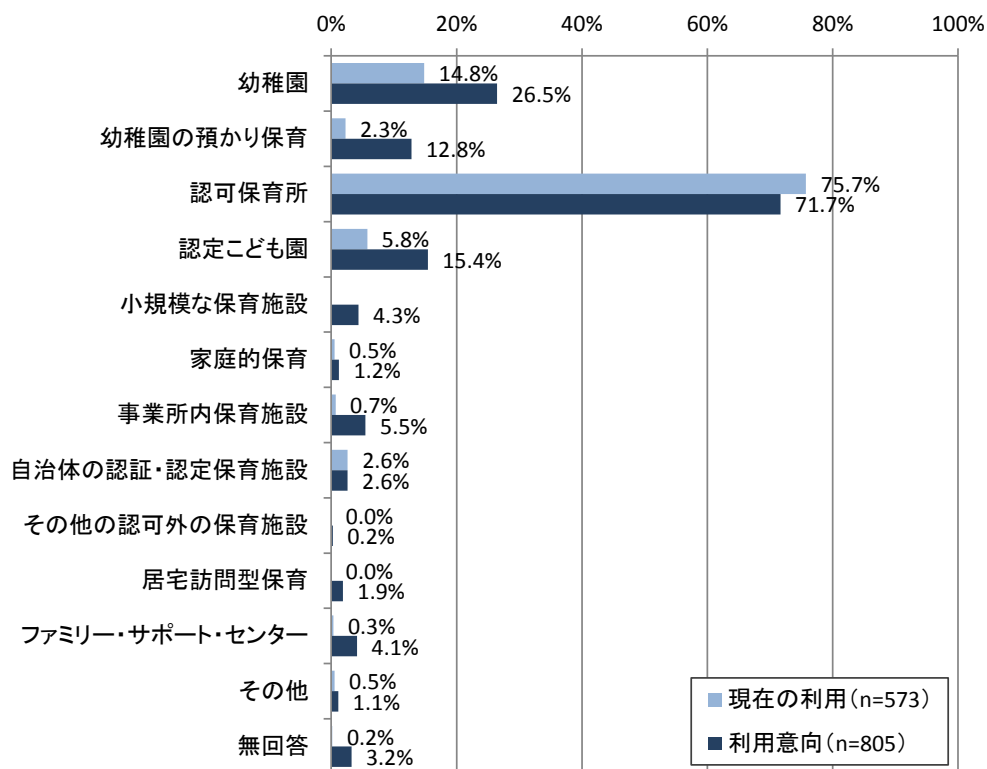
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が71.2%に対し、「利用していない」が28.4%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「認可保育所」の割合が75.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が14.8%となっています。さらに、今後の利用意向では、「認可保育所」の割合が過半数を超え高い中、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などの割合が現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用



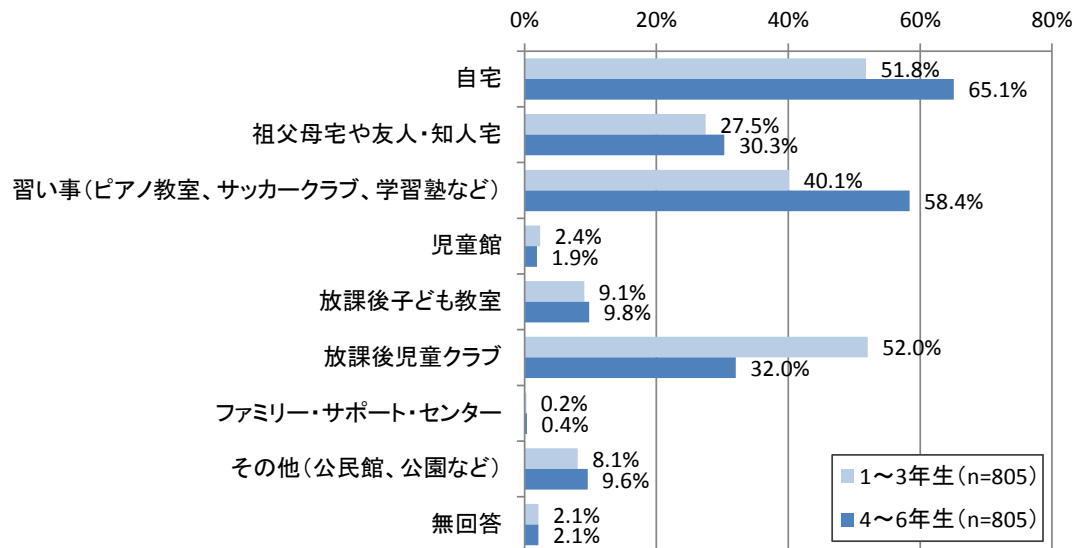
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

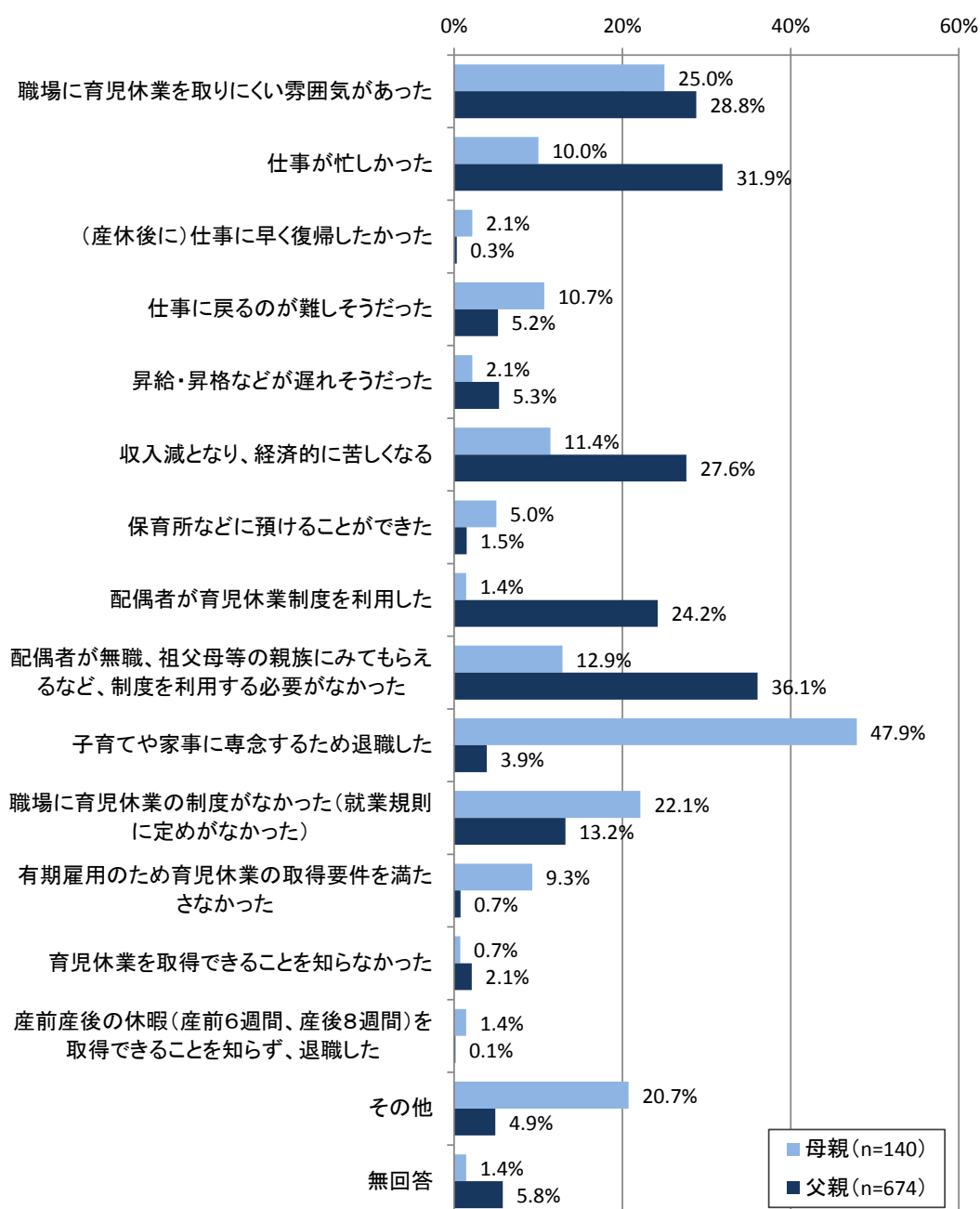
小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ」の割合がそれぞれ約5割と高くなっています。また、高学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」などの割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ」の割合が減少しています。



※グラフはともに複数回答

(5) 育児休業を取得していない理由

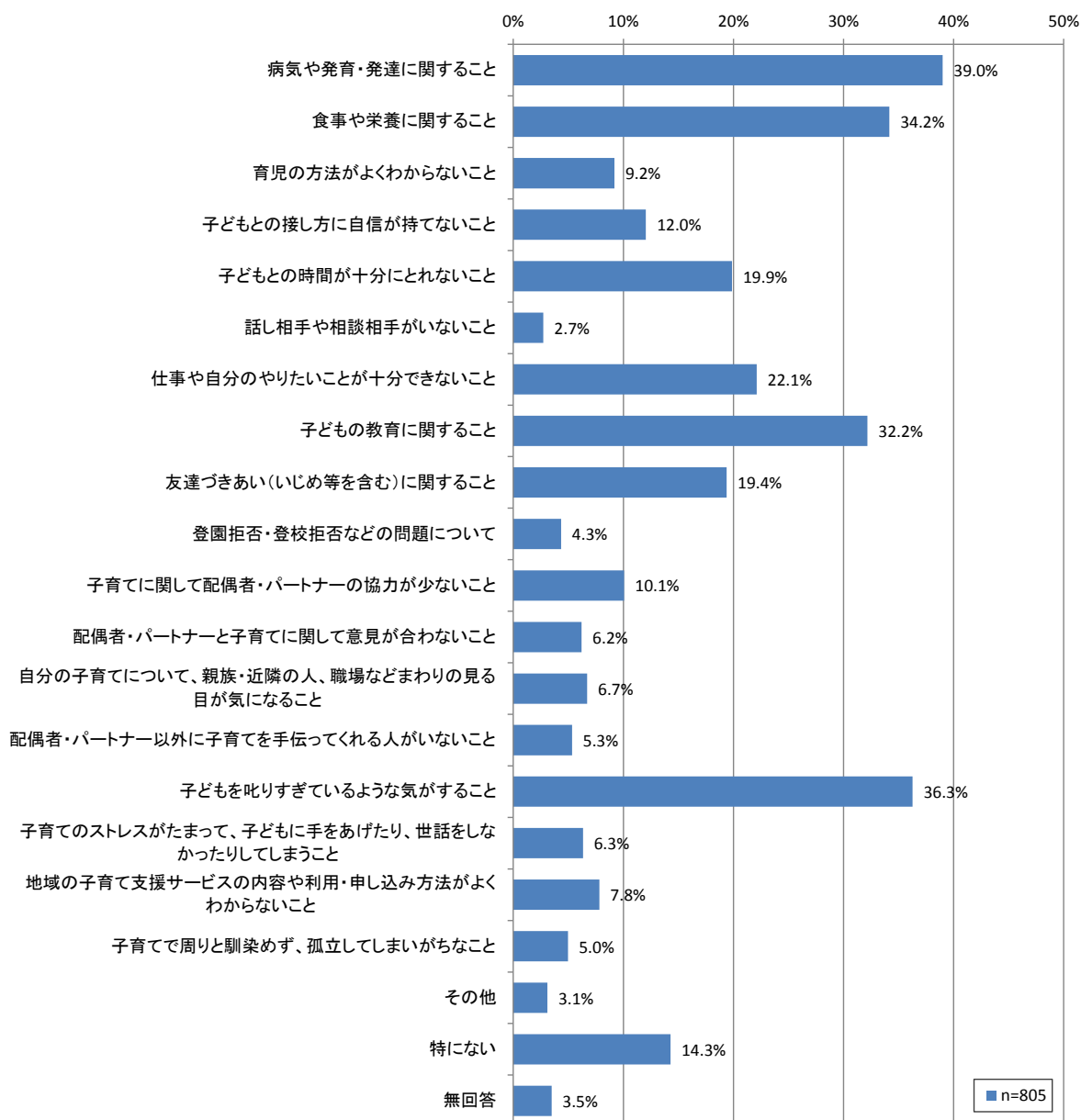
育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が47.9%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(31.9%)」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(36.1%)」の割合がそれぞれ3割を超え比較的高くなっています。



※グラフは複数回答

(6) 子育てに関して日頃悩んでいること、気になること

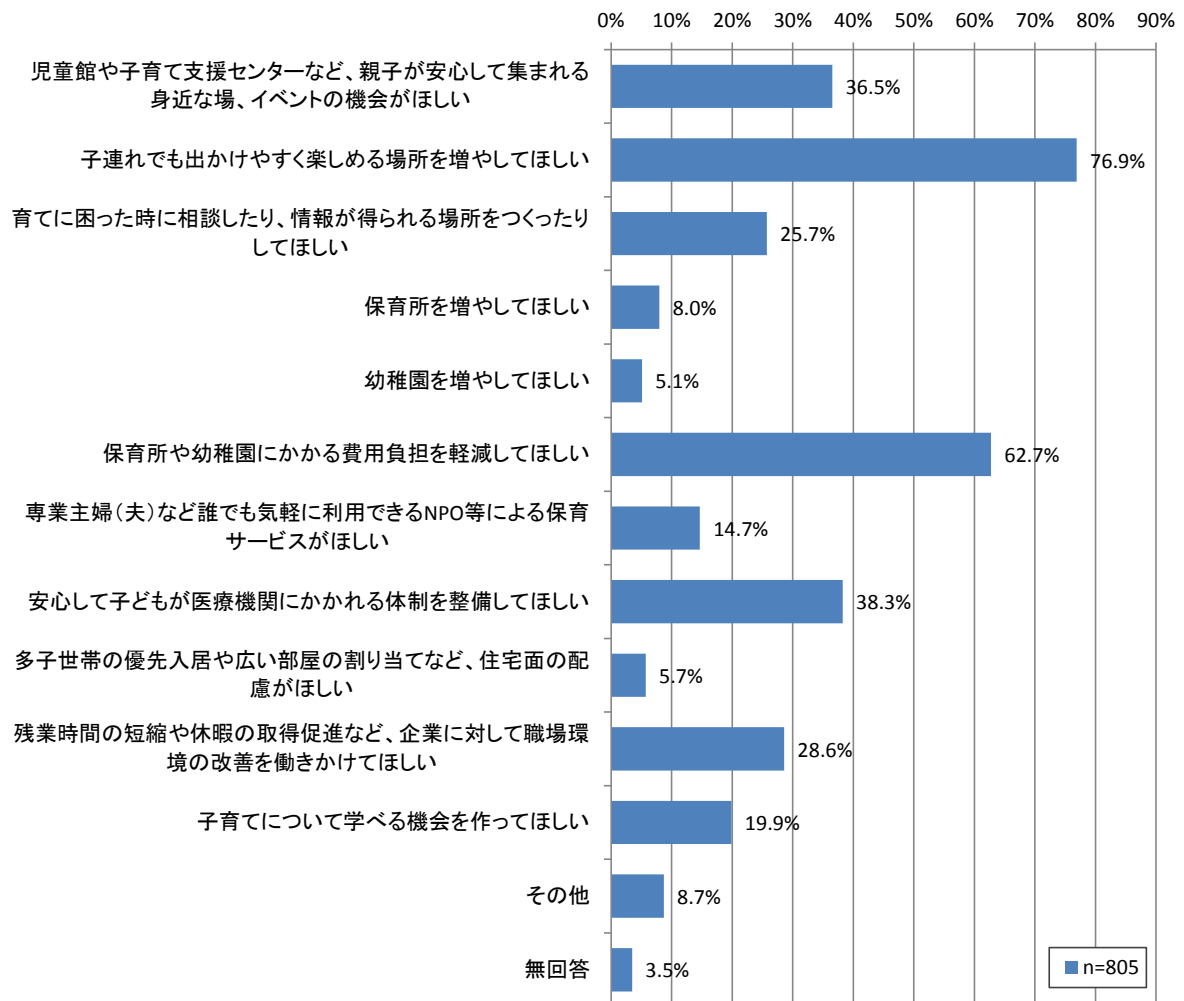
子育てに関する悩みや気になることは、「病気や発育・発達に関すること (39.0%)」「食事や栄養に関すること (34.2%)」「子どもの教育に関すること (32.2%)」「子どもを叱りすぎているような気がする (36.3%)」の割合がそれぞれ3割を超え高くなっています。



※グラフは複数回答

(7) 市の子育て支援の充実に期待すること

市の子育て支援の充実に期待することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が76.9%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が62.7%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が38.3%となっています。



※グラフは複数回答

4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況

（1）特定事業の進捗状況

本市の次世代育成支援行動計画（後期計画）における特定事業の進捗状況は以下の通りです。

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
①通常保育事業	待機児童 0 人	待機児童 0 人
②延長保育事業	18 か所実施	18 か所実施
③一時預かり事業	19 か所	17 か所
④特定保育事業	なし	なし
⑤休日保育事業	1 か所	1 か所
⑥夜間保育事業（24 時間保育）	1 か所実施	未実施 ※需要が少ないため
⑦病児・病後児保育事業（派遣型）	なし	なし
⑧病児・病後児保育事業（施設型）	病後児保育事業 1 か所	病後児保育事業 1 か所
⑨子育て短期支援事業（ショートステイ）	なし	なし
⑩子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	なし	なし
⑪放課後児童健全育成事業	700 人 19 か所	891 人 20 か所
⑫ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員 180 人 提供会員 90 人 両方会員 50 人	依頼会員 220 人 提供会員 80 人 両方会員 35 人
⑬地域子育て支援拠点事業	12 か所	12 か所

※特定事業とは、国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている事業。

(2) 特定事業以外の主な事業の状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）においては、特定事業以外に基本目標に沿ったそれぞれの事業を推進しています。

特定事業以外の主な事業の進捗状況や推進上の課題等は以下の通りです。

分野Ⅰ 子育てをしているすべての家庭を応援するために

1. 地域における様々な子育て支援サービスの充実
2. 子どもや母親の健康の確保
3. 地域における子育て支援ネットワークづくり

《主な現状と課題等》

- ・ 核家族化の進行や生活環境の変化などにより、子育てに対する負担や不安が増加しています。そういったマイナス要素の解消に向け、子育てに関する団体や施設との連携を取り、地域全体での子育て家庭への支援を充実させていきます。

また、母親や子どもの健康づくりのために、妊婦や子どもの健康診査など、心身ともに健全に成長できるよう活動を進めていきます。

分野Ⅱ 働きながら子どもを育てている人を応援するために

1. 延長保育・放課後児童クラブ等の保育サービスの充実
2. 仕事と子育ての両立の支援
3. 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
4. 育児中の親の再就職支援

《主な現状と課題等》

- ・ 少子化が進む中、就労形態の変化などにより、保育に対するニーズは増加傾向にあります。より良い育児・家庭環境を整備していくために、各ニーズへの対応や職場における子育て理解への深まりを高めていけるよう努めていきます。

分野Ⅲ 親と子の学びと育ちを応援するために

1. 親になるための学習環境の整備
2. 子どもの豊かな心の育みの支援
3. 子どもの育ちに応じた家庭教育への支援
4. 要支援児童への対応などきめ細かな取り組み

《主な現状と課題等》

- ・ これから親になっていく世代に対し、学校や学習の場を通じて子育てへの理解や心豊かに成長できるよう様々な活動を実施し、支援していきます。

また、障害をもつ子どもが限りなく健常の子どもと共に生活できるための支援活動を推進していきます。

分野Ⅳ 子どもがすこやかに育つ安心なまちにするために

1. 子どもの権利を守るための環境整備
2. 子育てを支援する生活環境の整備
3. 子どもの安全の確保

〈主な現状と課題等〉

- ・ 子どもが安全な環境でいきいきと生活できるよう、施設の整備、交通安全活動や防犯活動を地域全体で実施していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、本市の次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援法の基本理念に基づき、新たに設定します。

- 藤岡市次世代育成支援行動計画（藤岡市子ども未来プラン）の基本理念を引き継ぎます。
- 子どもの最善の利益が実現するまちを目指します。



藤岡市 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

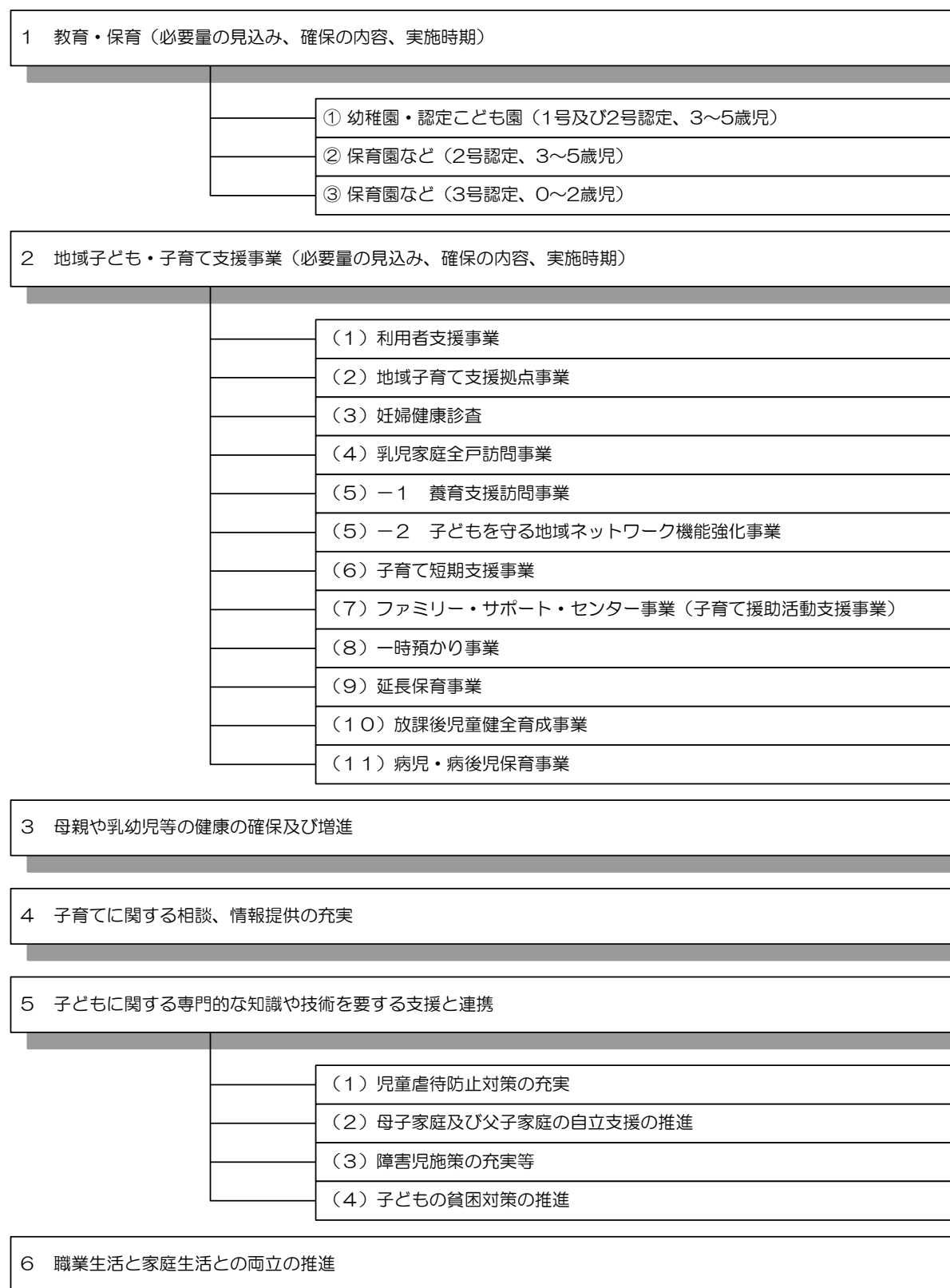
親と地域の絆で 子どもの未来を育てる ふじおかし

2 教育・保育提供区域の設定

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を1区域とします。

3 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。



第4章 計画の推進方策 【子ども・子育て支援事業計画】

1 教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

1) 量の見込みの算出根拠

○平成26年5月1日現在の1号認定（3～5歳児）の幼稚園への入園児数は254人となっており、定員500人に対し50.8%の充足率となっています。また、認定こども園への入園児数は91人となっており、定員280人に対し32.5%の充足率となっています。

○保育園など（2号認定及び3号認定）の利用見込みを勘案し、1号認定の量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保の内容

○既存の幼稚園の定員調整及び既存の保育園が認定こども園に移行することにより量を確保します。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み	1号	234	221	212	204	204
	2号(幼稚園利用)	42	40	38	37	37
	小計①	276	261	250	241	241
② 確保方策	1号認定	406	406	406	406	406
	確認を受けない幼稚園	80	80	80	80	80
	小計②	486	486	486	486	486
(小計②)-(小計①)		210	225	236	245	245

（参考）H26年度定員：779人（認定こども園含む）

※小計①：1号認定+2号認定

※小計②：1号認定+確認を受けない幼稚園

3) 各年度の整備量

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
認定こども園	移行分-94 定員変更-199	—	—	—	—
幼稚園	定員変更 0	—	—	—	—
合計	-293	—	—	—	—

※上表数値は、各年度における整備量

※H26 年度認定こども園定員 279 人は、すべて1号認定として整備量を見込んでいる。

(参考) H26 年度定員：779 人 (認定こども園含む)

② 保育園など（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

1) 量の見込みの算出根拠

○平成26年4月1日現在の2号認定（3～5歳児）の保育園への入所児童数は1,366人となっています。

○平成26年4月1日現在の3～5歳の児童数に対する保育園への入所割合82.4%を勘案し、量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保の内容

○既存の幼稚園及び保育園の認定こども園への移行を促し、定員増を図ることで量を確保します。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	2号認定	1,293	1,220	1,172	1,129	1,127
	小計①	1,293	1,220	1,172	1,129	1,127
②確保方策	教育・保育※ ¹	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344
	地域型保育					
	認可外保育施設※ ²	20	20	20	20	20
	小計②	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364
(小計②)-(小計①)		71	144	192	235	237

（参考）H26年度2号認定定員：1,319人（全体定員を入所児童数により按分）

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所（園）

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※小計①：2号認定

※小計②：教育・保育＋地域型保育＋認可外保育施設

3) 各年度の整備量

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	移行分-1 定員変更+70	-	-	-	-
保育所	定員変更-44	-	-	-	-
合計	+25	-	-	-	-

※上記数値は、各年度における整備量（年度毎の増加数）

（参考）H26年度2号認定定員：1,319人（全体定員を入所児童数により按分）

③ 保育園など（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

1) 量の見込みの算出根拠

○平成26年4月1日現在の3号認定（0～2歳児）の保育園への入所児童数は、0歳児が65人、1・2歳児が545人、3号認定合計610人となっています。

○ニーズ調査による利用意向は、現在の入所児童数より上回っている状況ですが、ニーズ量を勘案し、量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保の内容

○既存の幼稚園及び保育園の認定こども園への移行を促し、定員増を図ることで量を確保します。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み	3号認定	582(120)	584(116)	569(113)	555(111)	542(108)
	小計①	582(120)	584(116)	569(113)	555(111)	542(108)
② 確保方策	教育・保育※ ¹	710(175)	710(175)	710(175)	710(175)	710(175)
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設※ ²	0	0	0	0	0
	小計②	710(175)	710(175)	710(175)	710(175)	710(175)
(小計②)-(小計①)		128(55)	126(59)	141(62)	155(64)	168(67)

(参考) H26年度3号認定定員：(0歳：64人、1・2歳：524人) (全体定員を入所児童数により按分)

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※小計①：3号認定

※小計②：教育・保育+地域型保育+認可外保育施設

3) 各年度の整備量

(単位：人)

	H27 年度		H28 年度	
	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳
認定こども園	移行分+28 定員変更+3	移行分+42 定員変更+6	—	—
保育園	定員変更+80	定員変更-37	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—
合計	+111	+11	—	—

	H29 年度		H30 年度		H31 年度	
	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳
認定こども園	—	—	—	—	—	—
保育園	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

※上記数値は、各年度における整備量（年度毎の増加数）

（参考）H26 年度 3 号認定定員：（0 歳：64 人、1・2 歳：524 人）（全体定員を入所児童数により按分）

2 地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

（1）利用者支援事業【提供区域：市全域、新規事業】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- 新規事業のため1か所を見込みとし、必要に応じて増設を検討していきます。
- 子ども課窓口で利用者支援事業として、情報の提供や相談を実施します。

2) 量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

（2）地域子育て支援拠点事業【提供区域：市全域】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- 平成 25 年度の実績は、12 か所で実施し、合計の年間延べ利用人数は 17,187 人となっています。
- ニーズ調査による利用意向は、現在の利用よりも上回っている状況ですが、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人回)		22,032	22,056	21,468	20,940	20,436
確保方策	(人回)	22,032	22,056	21,468	20,940	20,436
	(か所)	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

(3) 妊婦健康診査【提供区域：市全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

○平成 25 年度の実績は、妊娠届出件数 448 件に対し、受診者数が 427 人（受診率 95.3%）となっています。

○実績を勘案し、量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	440	440	440	440	440
確保方策	実施場所:各医療機関 検査項目:①健康状態の把握 ②検査・計測 ③保健指導 実施時期:妊娠届出～出産前				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

○平成 25 年度の実績は、新生児数 414 人に対し、訪問件数は 401 件となっています。

○実績を勘案し、量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	410	410	410	410	410
確保方策	実施体制:保健師、助産師 実施機関:藤岡市(保健センター)				

(5) - 1 養育支援訪問事業【提供区域：市全域】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- 平成 25 年度の実績は、訪問件数 10 件となっています。
- 実績を勘案し、量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	10	10	10	10	10
確保方策	実施体制:保健師、嘱託員 10 人 実施機関:藤岡市				

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【市の方向性】

児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの幅広い知識と技術を向上させるため、本市の相談員と児童相談所職員との連携により相談体制の強化を図ります。

また、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等においては、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報の共有を図り、対応を強化します。

(6) 子育て短期支援事業【提供区域：市全域】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】です。

1) 量の見込みの算出根拠

- 本市では、子育て短期支援事業は実施しておりません。
- ニーズ調査による利用意向を勘案し、量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)	4	4	4	4	4
確保方策	本市では子育て支援短期事業未実施のため、今後も関係機関との連携を強化し、必要に応じて情報提供や利用者支援を行います。				

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【提供区域：市全域】

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- 平成 25 年度の会員数は、依頼会員が 220 人、協力会員が 79 人となっています。
- 本市では、ファミリー・サポート・センター事業による病児・緊急対応強化事業は実施していません。
- 平成 25 年度の実績は、年間の活動件数が 354 件となっており、そのうち主な利用は、子どもの習い事等の場合の援助が 198 件（55.9%）、学童クラブまでの送迎が 144 件（40.7%）となっています。

2) 量の見込みと確保方策

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		360	360	360	360	360
確保方策 (人日)	子育て援助活動支援事業 ^{※1}	210	210	210	210	210
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	150	150	150	150	150

※1：一時預かりや送迎などの活動を含み、病児・緊急対応強化事業及び就学後の利用を除く、すべてのファミリー・サポート・センター事業の活動件数

(8) 一時預かり事業【提供区域：市全域】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】

- 平成 25 年度の幼稚園における預かり保育の年間の延べ利用日数は 4,944 日で、実施か所数は 6 か所となっています。
- ニーズ調査による利用意向は、1 号認定については、現在の利用よりも大きく下回っています。また、2 号認定については、毎日の利用が想定されるため平成 27 年度では年間の延べ利用日数 15,000 程度となっています。
- 1 号認定による預かり保育の利用は、ニーズ量を勘案し、量の見込みを設定します。

②【一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】

- 平成 25 年度の保育園で実施している一時預かり事業の年間の延べ利用日数は 23,128 日で、実施か所数は 14 か所となっています。
- 平成 25 年度のファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は、年間の延べ利用件数 6 件となっています。
- ニーズ調査による利用意向は現在の利用実績を下回っており、現状の利用を勘案した量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

○1号認定による利用は、既存の幼稚園6か所で実施し、量を確保します。また、2号認定による利用は、認定こども園により確保します。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)	1号による利用	186	176	169	163	162
	2号による利用	認定こども園により対応				
確保方策(人日)	在園児対象型	186	176	169	163	162

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

○一時預かり事業（在園児対象型を除く）は、既存の保育園14か所で実施し、量を確保します。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		24,010	24,010	24,010	24,010	24,010
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	10	10	10	10	10
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	計	24,010	24,010	24,010	24,010	24,010

(9) 延長保育事業【提供区域：市全域】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

○平成25年度の利用実績は、年間の実利用人数が720人で、実施か所数は18か所となっています。

○ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも下回っており、現状の利用を勘案した量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)		720	720	720	720	720
確保方策	(人)	720	720	720	720	720
	(か所)	18	18	18	18	18

(10) 放課後児童健全育成事業【提供区域：市全域】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

○低学年は、週 1・2 回の利用意向を除き、国がまとめた放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査集計結果の5歳児調査と就学児調査の乖離度の全国平均値 78.9%を補正率として量の見込みとします。

○高学年は、低学年の量の見込みに対して、現状の利用を勘案し、量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
市全体	量の見込み(人)	低学年	648	634	621	599	564
		高学年	188	184	180	174	164
		合計	836	818	801	773	728
	確保方策(人)		897	897	897	897	897

(参考) H25 年末利用児童数：925 人（低学年：717 人、高学年：208 人）

(1 1) 病児・病後児保育事業【提供区域：市全域】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

○病後児保育事業は1か所で実施し、1日の定員数は10人となっています。

○年間開所日数250日として量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保方策 (人日)	病児保育事業	本市では病児保育事業未実施のため、医療機関をはじめとする関係機関との調整を図り、実施を検討していきます。				
	病後児保育事業	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

3 母親や乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母親や子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、各種学級や教室、予防接種などの母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などを充実します。

特に、親の育児不安等の解消を図るとともに、児童虐待の発生予防を含め、乳幼児健診等の場を活用し、乳幼児期から継続した親への相談支援を充実します。

事業名	事業展開	担当課
各種乳幼児健康診査	股関節検診、4か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。また、健診時に児童の成長・発達等に関する相談に応じます。	子ども課
乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	保健師・助産師・健康推進員が妊産婦や新生児のいる家庭を訪問し、母子の育児支援を実施します。初産婦や低体重児・未熟児の家庭を重点的に訪問し、育児不安の解消に努めます。	子ども課
育児相談事業	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	子ども課
栄養相談事業	離乳食教室や1歳児健診等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	子ども課
両親学級	両親へ妊娠・出産・育児をテーマとした教室を開催します。父親のマタニティ体験や妊娠中の保健、家族計画等幅広い分野をテーマとして開催し、虐待やDVのない明るい家庭が築ける基礎作りを目指します。	子ども課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	各学校の要請に応じて出前講座を実施します。命の大切さ出前講座では小学校低学年・高学年・中学校用の指導案を作成し、学校と連携しながら実施します。	子ども課
歯科予防に関する正しい知識の普及	歯科健診等の事業と健康な歯をつくろう出前講座により、正しい知識を普及して、歯科予防の実効を向上させていきます。	子ども課
妊婦健康診査	母子手帳交付時に保健師・助産師が個別の保健指導を行うとともに、妊婦健康診査受診票を交付します。妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保をしていきます。	子ども課

事業名	事業展開	担当課
がん検診（婦人科）	対象年齢の女性へ検診無料クーポンを配布し、各種がんに対する検診率の向上に努めます。	健康づくり課
予防接種の実施	予防接種法に基づき、疾病の流行防止に努めます。また、未接種を減少させるため、健診時等を活用し接種勧奨を行います。	子ども課
子どもの医療費無料化	子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の一部負担金を県と市で負担します。	保険年金課
健康推進員事業	市長より委嘱を受けた健康推進員に様々な保健活動への協力してもらい、市民の健康増進を図ります。	子ども課
健康教育の推進	健康教育に対し、教育方針への明示や校長会議・教頭会議・学校訪問・文書等で指導を行うとともに、児童の心身の健康増進を図ります。	学校教育課
子どもの事故予防のための啓発	相談や健診事業を利用して、誤飲・転落・やけど等の事故や乳幼児突然死症候群の予防指導を行い、啓発に努めます。	子ども課

4 子育てに関する相談、情報提供の充実

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項】

共働き世帯が増加する中、小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けなど希望に応じて円滑に保育所などが利用できるよう、保育・教育施設を充実するとともに、情報提供や相談支援などの体制を整備することが求められています。

また、保育所などの利用に関することだけではなく、育児不安、養育上の問題、健康や発達・発育などのあらゆる問題に対する相談対応を充実することが必要です。

事業名	事業展開	担当課
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるよう支援します。	子ども課
子育て支援センター事業	子育て親子の交流の場として、相談室、プレイルームを備え、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、親同士の自主的なサークル活動なども支援します。	子ども課
幼稚園での相談事業	在籍している幼児の保護者からの相談を受け付けます。また、保護者同士や先生との情報交換の促進を図ります。	子ども課
幼稚園・保育園等への訪問相談事業	各種健診後の保育士・幼稚園教諭等への相談・指導の実施をします。園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士・幼稚園教諭等及び保護者と相談をして問題改善をします。	子ども課
子育て電話相談事業（子育て110番）	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	子ども課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	子ども課
育児相談事業【再掲】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	子ども課
栄養相談事業【再掲】	離乳食教室や1歳児健診等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	子ども課

事業名	事業展開	担当課
にじの家相談事業	「にじの家」において、不登校等の自立支援に関する相談を行います。学校や子ども課と連携し、気軽に相談できる環境を整えていきます。	学校教育課
児童館での相談事業	児童館の来館者からの相談に随時応じます。また、子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。	子ども課
家庭（女性）総合相談事業（不妊治療費補助事業）	不妊に関する相談を実施します。また、不妊治療を受けている夫婦の治療費の一部補助を行います。	子ども課
各種PR事業	各種子育て支援サービスについて市の広報、ホームページで情報提供を行います。各サービスを積極的に活用していただけるよう、健診時や窓口等で呼びかけを実施します。	子ども課
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子ども課

5 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項】

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 25 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 73,765 件で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、平成 11 年度と比べると約 6.3 倍となっています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成 23 年度では 56 例・58 人となっています。

こうした中、本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

① 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組や、関係機関・団体などとの幅広い連携を強化します。

② 発生予防、早期発見、早期対応

保健センター子ども課内に、家庭児童相談員等を配置し、母子保健活動との統合を図り、担当保健師との協働体制を強化します。

事業名	事業展開	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	子ども課
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業【再掲】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるよう支援します。	子ども課
家庭児童相談事業【再掲】	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	子ども課

事業名	事業展開	担当課
育児相談事業 【再掲】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	子ども課
子育て電話相談事業 (子育て110番) 【再掲】	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	子ども課

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

平成 22 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 437 世帯（一般世帯の 1.8%）で、父子世帯は 58 世帯（一般世帯の 0.2%）となっています。平成 23 年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子家庭の約 81%が就労しており、母自身の平均年収は 223 万円（うち就労収入は 181 万円）、父自身の平均年収は 380 万円（うち就労収入は 360 万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。

このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。このため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

事業名	事業展開	担当課
母子家庭自立支援 教育訓練給付	母子家庭の母が資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付します。受講料の20%（上限10万円）	子ども課
母子家庭高等技能 訓練促進費	母子家庭の母が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給します。課税者月額7万5千円。非課税者月額10万。	子ども課
児童扶養手当の支給	主に離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給します。	子ども課
ひとり親家庭等医療費の助成	18歳未満の子どもを持つひとり親家庭の保護者・子どもの医療費を助成します。	保険年金課

(3) 障害児施策の充実等

知的障害、身体障害、精神障害や発達障害など、様々な障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。

また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、妊婦や乳幼児の健康診査等で発達の遅れや障害の早期発見ができるよう体制づくりを推進することも必要となります。

このため、各施設や関係機関などとの連携を図りながら予防・早期発見・療育といった切れ目のない円滑な支援を実施することが重要となります。

事業名	事業展開	担当課
児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	福祉課
放課後等デイサービス	小学校から高校生までの障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	福祉課
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等訪問支援事業所の指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	福祉課
医療型児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。	福祉課
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間モニタリングを行う等の支援を行います。	福祉課
言葉の相談・指導	通級指導教室で就学前の幼児について、言葉や発達面の相談にのったり、個別指導を行います。	子ども課
障害児親子すこやか教室	障害を持った子どもの保護者を対象に、専門職による学習会を定期的実施し、保護者の交流・情報交換を行い、相談に応じています。	子ども課

事業名	事業展開	担当課
教員の資質向上による教育支援	教員の資質向上を図ることにより児童・生徒への教育の質を高めます。	学校教育課
保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ	障害をもった子どもも、健常児と一緒に放課後を過ごせる地域を目指して実施します。	子ども課

(4) 子どもの貧困対策の推進

平成 24 年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 16.3%と、平成 21 年と比べ 0.6 ポイント上昇し、過去最高を記録しています。

このような状況から、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための総合的な貧困対策の推進が必要です。

事業名	事業展開	担当課
第3子以降保育料無料化事業	第3子以降の幼稚園及び保育園利用者の保育料に対する補助を行います。	子ども課
私立幼稚園就園奨励費補助事業	園の設置者が在園児の保護者に対し、市民税の額に応じ、保育料に対する補助を行います。	子ども課
就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課

6 職業生活と家庭生活との両立の推進

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項】

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。このため、働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組の推進が求められています。

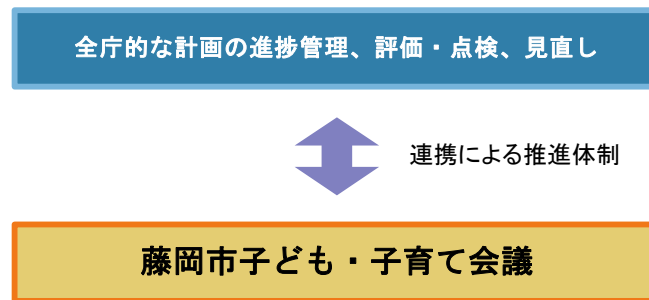
事業名	事業展開	担当課
両立支援のための体制の整備	育児休業制度の普及、パートタイム労働条件の改善のため、事業所等を訪問し、啓発活動を推進します。	市民相談課
再就職セミナーの開催	出産、育児、介護等により職業生活を中断した者に対する再就職希望者のセミナーを実施します。また、広報、リーフレット、ポスター等による情報提供を行います。	商工観光課
男女共同参画社会実現に向けての啓発活動	男女平等を基本理念とする家庭、職場、地域社会における男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動を実施します。	市民相談課

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画は、本市の子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携するとともに、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況の把握と検討、評価に応じて計画の見直しを行います。

また、市民や地域活動団体、関係機関からなる「藤岡市子ども・子育て会議」を引き続き組織し、毎年度の計画の進捗状況の把握と検討を行います。



2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せもつとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、地方公共団体、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、幼稚園及び保育園の連携が一層進みつつある中で、地域の子どもを幼稚園、保育所（園）に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、民間保育所職員に対する研修機能、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を有します。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③ すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくるため、合同保育・行事参加、園庭開放など、保育内容に関する教育・保育施設による支援が必要であるとともに、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応などについても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

このため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供するものとします。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校・学童保育等との連携方策

認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続を図るため、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士や学童保育指援員の交流事業等を実施し、就学に関する情報の共有を推進します。

また、保護者等利用者については、各教育・保育施設等との連携を図り、広報やホームページ及び専用リーフレットの配布等を行い、施設情報等の周知に努めます。

資料編

1 策定の経緯

年月日	内容等
平成 25 年 10 月 2 日	平成 25 年度 藤岡市子ども・子育て会議（第 1 回） ・委嘱状交付 ・概要説明 ・子ども・子育て支援事業計画スケジュールについて ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
10 月 22 日 ～ 11 月 5 日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
平成 26 年 1 月 31 日	平成 25 年度 藤岡市子ども・子育て会議（第 2 回） ・ニーズ調査の結果報告について ・進捗状況今後の予定について
6 月 26 日	平成 26 年度 藤岡市子ども・子育て会議（第 1 回） ・見込み量を算出する事業とニーズ量について ・計画構成（案）について ・スケジュール（案）について
10 月 16 日	平成 26 年度 藤岡市子ども・子育て会議（第 2 回） ・区域設定及び保育の必要性の認定（下限時間）について ・子ども・子育て支援事業計画の素案（量の見込みと確保の内容）について ・進捗状況及び今後の予定について
12 月 18 日	平成 26 年度 藤岡市子ども・子育て会議（第 3 回） ・藤岡市子ども・子育て支援事業計画の素案について ・進捗状況及び今後の予定について
平成 27 年 3 月 23 日	平成 26 年度 藤岡市子ども・子育て会議（第 4 回） ・藤岡市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの結果について ・利用者負担（保育料）の報告について ・進捗状況及び今後の予定について

2 子ども・子育て会議条例及び委員名簿

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、藤岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する

平成26年度 藤岡市子ども・子育て会議委員名簿（平成26年6月26日～）

No.	氏名	選出団体名等	役職名	備考
1	ヤマザキ ツネヒロ 山崎 恒彦	藤岡多野医師会	会長	
2	アオキ コウ 青木 耕	藤岡市社会福祉協議会	会長	会長
3	ノダ ヒデオ 野田 日出雄	藤岡市民生委員児童委員協議会	会長	
4	イワサキ サトシ 岩崎 哲	藤岡市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	副会長
5	タナカ エツジロウ 田中 悦二郎	藤岡中央児童館	館長	
6	イワサキ コウイチ 岩崎 浩一	藤岡市小学校校長会	会長(美九里東小学校長)	
7	ニシザワ キョウジュン 西澤 恭順	藤岡市中学校校長会	会長(東中学校長)	
8	シユウワ ヒデコ 周藤 秀子	藤岡市保育部会・主任保育士会	会長	
9	フジタ モトミチ 藤田 基道	藤岡市保育園長会	会長(みどり保育園長)	
10	ヤマダ カエコ 山田 佳栄子	藤岡市私立幼稚園協会	会長(藤岡幼稚園長)	
11	ワキヤ クニオ 脇屋 邦夫	藤岡市認定こども園	代表(のぞみ幼稚園長)	
12	キタヅメ ナオミ 北爪 直美	おもちゃの図書館きりん	代表	
13	トミヤ ヒトシ 富谷 整	藤岡市保育園保護者会 (地域住民代表)	代表(みどり保育園)	
14	モリムラ ノリコ 森村 法子	藤岡市幼稚園保護者会 (地域住民代表)	代表(鬼石幼稚園)	
15	モギ キョウコ 茂木 恭子	藤岡市認定こども園保護者会 (地域住民代表)	代表(のぞみ幼稚園)	
16	ヨコヤマ シンイチ 横山 真一	藤岡市小中学校PTA連合会 (地域住民代表)	会長(鬼石中学校PTA会長)	
17	イツカ ヒロユキ 飯塚 広之	藤岡市小中学校PTA連合会 (地域住民代表)	副会長(鬼石小学校PTA会長)	
18	タナカ マサフミ 田中 政文	藤岡市教育委員会	教育長	

藤岡市

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発 行 藤岡市

編 集 藤岡市 健康福祉部 子ども課

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327

TEL 0274-22-1211 (代表) FAX 0274-22-7502

市ホームページ <https://www.city.fujioka.gunma.jp/>
